

子どもは社会で大切に守るべき存在だ。ましてやプライバシーはとて
も大切で、しかも性犯罪の被害者で
あるならばなおさらである。そのた
め、学校で教師による性的な犯罪が
起きて、校名や氏名が分かると児
童生徒が特定される可能性がある
として、被害者保護の観点から犯罪事
実そのものを伏せる傾向が強い。そ
れは悪戯(いたづら)という曖昧な言葉で語られ
ていた時代からの習慣だという。

その延長線上で、教師が訴追され
刑事事件になった場合、裁判自体を
「なかったこと」にするような動き
がある。今回明らかになった横浜市
教育委員会が職員を動員して一般
人が傍聴できないよう「ブロック」し
ていたことはその典型例だ。名目と
しては子どもの保護をうたっている
が、公務扱いで交通費まで支払って
傍聴席の占有を指示していたとさ
れ、実際に傍聴席は「関係者」で埋
め尽くされていたという。

複数の記者が疑問に思い問い合わ
せて発覚し、市教委は謝罪に追い込
まれ、外部の弁護士らが検証するよ
うだ。しかし、メディアの中でも動
員をやむを得ないとする声が出るな
ど、すっきりしない。それというの
も、市教委の被害者保護という言葉
を字句通り受け取れないからだ。

◆ ◆ ◆
今回の事案でも裁判は完全な「匿
名審理」で、被害者のみならず加害
者も全て実名を伏せられたままであ
る。そもそもの種の事案の場合、
教育委員会は教師の懲戒処分、具体
的な事実さえも公表しないことが少
なからずあるとされ、さらに刑事裁
判になっても事件そのものを隠すこ
とで、真相を闇の中に葬りかねない。
その結果、同じ教師が問題を起こ
しても、特定の学校で発生してい

誰のためのプライバシー保護か

専修大学教授 山田 健太

る可能性も、チェックできない事態
が生まれることになる。
被害者側にとっても、学校がわが
子の被害を防止できなかったことに
加え、その学校側が組織的に事件そ
のものをなかったことにしようとし
ているという意味で、二重の被害を
受けているといってもよい状況だ。
市教委は、当事者からの依頼による
ものと説明しているが、児童生徒の
プライバシー保護を建前にした「教
師の犯罪」の隠蔽ではないのか。

◆ ◆ ◆
憲法82条は裁判の公開を定めてお
り、何人も裁判を傍聴する権利を有
する。一般人の傍聴の機会を行政機
関が阻害するのは、憲法で定められ
た公開原則に反する言語道断の行為
だ。裁判は、事件の情報を社会全体
で共有し、考える契機となるもの
で、原因の究明や、同種事案の抑止
につながる。横浜市教委はこうした
意義を理解しているとは思えない。

◆ ◆ ◆
そもそも人を番号化し匿名にする
ことによってリアリティーが失われ
た法廷は、事件を社会で共有化する
ことが難しい。それは事件の真相を
追及することにも大きな障壁が生ま
れ、記録として歴史に残すことも困
難だ。結果として人々の記憶にも残
らないし、再犯の抑止効果も薄いの
ではなからうか。さらに、日本では
起訴状が公開されないなど、捜査情
報を含む行政文書の非公開度合いが
極めて高い社会である。そうした隠
蔽体質を、報道がかりつじて穴を開
け、監視し続けている側面が強い。
匿名は誰のためのものか、それぞ
れの立場で守るべきものは何か。
原点に立ち返る必要がある。他の
自治体でも行われていたという話も
聞こえる中、形式的な匿名化は危う
く、人権を守るためにもならない。

2024.6.2

日本初の女性弁護士・三淵嘉子さんをモデルにしたNHKの連続テレビ小説「虎に翼」
にはまっています。私が入社したのは33年
前。戦前の法曹界で道なき道を切り開いた主
人公の苦勞とは比べものになりませんが、当
時の新聞社も女性記者は少なく、時代は違え
ども似たような思いを味わってきたので、主
人公にわが身を重ね合わせて見えています。

全国の人々に伝えるべき
は中央から発信されるもの
ありません。地方にも重要
たくさんあります。地方
たちは、埋もれた問題を掘
て、一人でも多くの人に知
おつと日々駆け回っている
5月22日の朝刊は、横
者が一面に記事を書きま
市の教員によるわいせつ事
で、市教育委員会が職員を
傍聴席を埋め、一般の人が
ないようにはしていたとい



「ぐうたらの日」だけど

週のはじめに考える

さん、
防衛、
けれど、
鶴見議
「我
武装国